

○2016年10月15日に『保健医療社会学論集』編集委員会は、本誌の「査読ガイドライン」を公表することにいたしました。狙いは、投稿者を含む学会員に、査読業務に関する、より具体的な情報を知ってもらうことで、学会機関誌に対する理解を増進し、かつまた、投稿にあたってのリテラシーを高めてもらうことです。すなわち、投稿支援活動の一環です。適宜、ご活用頂ければ幸いです。

※本ガイドラインは2017年3月末締切投稿論文の査読より運用します。査読者の皆様からの意見・ご指摘を受け、更なる改訂を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。(2016年10月記)

『保健医療社会学論集』の査読について

『保健医療社会学論集』の査読について説明いたします。すでに本誌の査読を経験された方もおられるかもしれませんが、2016年に、諸規程の改正がなされておりますので、経験者の方も査読上のルールについて改めてご確認いただければ幸いです。

1. 根拠規定

編集委員会の活動は、「日本保健医療社会学学会編集委員会規程」「日本保健医療社会学学会編集委員会規程施行細則」「『保健医療社会学論集』編集規程」「『保健医療社会学論集』投稿規程」「『保健医療社会学論集』論文執筆要項」に基づいています。

2. 基本的役割：論文審査

1) 論文審査

査読者の皆さまの基本的な仕事は、投稿されてきた論文の審査です。査読者の皆さまには当該論文の内容面に特化した審査を担当していただきます(基本的な形式面の審査は編集委員・事務局の方で担当します)。

- ① 投稿規程に従って投稿論文が送付されてきた場合は、編集委員会で事前に読んで、当該論文が「未発表論文」とみなせることを確認していますが、さらに疑義がありましたらご指摘ください(判断基準は『社会学評論スタイルガイド(第2版)』「6. 3 二重投稿などの禁止」の第4段落以下に記載の内容を準用いたします)。
- ② 原稿の種類(原著・研究ノート等)は、投稿者が最初に指定したものを前提とし、査読過程での自発的変更は認めておりません(『編集委員会規定施行細則』15参照)。例えば「原著」として投稿されたものは、一貫して、当該原稿が「原著」として一定の水準に達しているか、という観点から審査をお願いいたします(ただし、査読者は査読過程において、投稿者に投稿論文の種類の変更を提言することができます)。

2) 関係資料

審査を担当する査読者には、事務局より、当該論文と下記の関係資料が送付されます。予めご確認ください。

[第1回査読]:

①学会員への査読依頼、②投稿論文、③『保健医療社会学論集』査読結果報告書式(「査読チェックリスト」、「査読結果」、「査読コメント」)、④『保健医療社会学論集』各種規程、⑤『保健医療社会学論集』査読ガイドライン。

【第2回査読（再査読）】：（一度査読を経過して修正された原稿が再び送付される場合）

①学会員への査読依頼、②修正論文、③査読への回答、④前回の査読結果（マスキング処理）⑤『保健医療社会学論集』各種規程、⑥『保健医療社会学論集』査読結果報告書式（「査読チェックリスト」、「査読結果」、「査読コメント」）。

【第3回査読（再々査読）】：（二度査読を経過して修正された原稿が再び送付される場合）

①学会員への査読依頼、②修正論文、③査読への回答、④前回の査読結果（マスキング処理）⑤『保健医療社会学論集』各種規程、⑥『保健医療社会学論集』査読結果報告書式（「査読チェックリスト」、「査読結果」、「査読コメント」）。

3) 審査期間

審査期間は原則として第1回、第2回、第3回の査読とも3週間程度でお願いしています。査読者からの返事が過度に遅れますと、論文審査が遅れ、投稿者に不利益となる可能性がありますので、期限厳守でよろしくお願いたします。

4) 審査基準

審査の基準につきましては、別紙の『保健医療社会学論集』査読ガイドラインをご覧ください。

お願いしました2名の査読者の評価が大きく分かれたときには、編集委員会が「査読フローチャート」にしたがって、調整をさせていただきます。また、一方の査読者が第1回の査読や第2回の査読で「掲載不可」の判断を下したとしても、もう一方の査読者の判断との関係によっては、審査が続行される場合があります。

5) 匿名性の確保

投稿者および2名の審査の査読者とも、それぞれお互いに匿名でありますことをお含み置きください。論文の記述等から、執筆者が特定できる場合もあるかと思いますが、当該論文に関する注意や助言などを執筆者本人や関係者（指導教授など）に直接伝えることは、絶対に避けてください。執筆者に伝えたいことはすべて、審査用紙の中に書きこんでください。

6) 査読過程の情報開示

査読過程およびその結果に関しては、個人名やこれを推測させる情報を除き、査読者にはすべて開示させていただきます。具体的には、2名の査読者の査読結果報告書、編集委員会諸連絡（つく場合・つかない場合がございます）を送付させていただきます。査読の進行やその結果により、以下のような書類が送付されます。

①第1回査読で「掲載不可」となった場合：

査読結果通知／2名の査読者の査読結果報告書（1回目）／（編集委員会諸連絡）

②第2回査読に進む場合：

2名の査読者の査読結果報告書（1回目）／（編集委員会諸連絡）

③第2回査読結果を受けて編集委員会開催後：

再査読結果通知／2名の査読者の査読結果報告書（2回目）／（編集委員会諸連絡）

④第3回査読に進む場合：

2名の査読者の査読結果報告書（2回目）／（編集委員会諸連絡）

⑤第3回査読結果を受けて編集委員会開催後：

再々査読結果通知／2名の査読者の査読結果報告書（3回目）／（編集委員会諸連絡）

7) 質問・連絡

個々の論文審査に関しての質問や連絡等は、事務局にお願いいたします。

3. その他

査読者の皆さまには、上記の審査過程でお感じになったこと、その他、編集に関するお考えなどを、編集委員長、副編集委員長をはじめとする編集委員に率直にお伝えくださることを期待しています。編集委員会としましては、皆さまのご意見を踏まえて、種々の改善を図りたいと思っております（個々の論文に関する具体的問い合わせなどは、上記のように事務局宛てにお願いいたします）。

『保健医療社会学論集』査読ガイドライン

本資料は第2回以降の査読時には送付されませんので、お手元に保管してください。

以下の諸事項は、実際の査読にあたっていただく過程で生じた問題点などを考慮し、編集委員会での検討を踏まえて、査読ガイドラインとしてとりまとめたものです。

（査読制度の趣旨）

査読制度とは、投稿論文（本誌の場合は、総説、原著、研究ノート、学会・研究動向の4種）に関する評価を学術的に行い、機関誌『保健医療社会学論集』の水準を維持、向上するために設けられている制度です。本誌では、投稿者、複数の査読者の両者の匿名性を確保することにより、公正さを保つようにしています。査読者は、真摯で、誠実で、かつ必要に応じて教育的見地に立つことに努める必要があります。また、査読者は、査読にあたり、それぞれの多様な専門性を活かしつつ査読を行うとともに、機関誌『保健医療社会学論集』の執筆要項などのルールを熟知し、本誌の研究水準を把握しておく必要があります。

なお、査読に関わる諸コミュニケーションを円滑にするために「査読チェックリスト」に14項目のチェックポイントを定めていますが、このチェックポイントは、査読を減点法的に行うために定めているものではありません。論文の評価に当たってはあくまで総合的な観点から、本誌での掲載にふさわしいかどうかをご判断下さい。たとえば、欠点を減らしていけば自動的に掲載に進むという不十分な理解をしている投稿者の方がときどきいらっしゃいます。そして、そのような投稿者の方の中には、これだけ欠点を減らしたのになぜ掲載にならなかったのか、と不掲載決定後に不満をお持ちになるかたもいらっしゃるようです。このような状況がありますので、お手数ですが、査読者の方は、評価コメントの作成時には、折に触れ、そのような安易な想定をしないように促して頂き、査読プロセスにおいて論文を改訂する際には、学術論文としての総合的な魅力の増進に常に意を払い続けなければならないことをご示唆下さい。編集委員会としても、この部分の行き違いで、編集側と投稿者側との間でトラブルになることを避けるべく「論文書き方講習会」等を開催して同趣旨の知識の普及を図っておりますが、十分ではありません。恐縮ですが、査読コメントにおいても、適宜、同趣旨の評価コメントを書いて頂きますよう、お願い申し上げます。

また、本誌の母体となる「保健医療社会学会」には多様な専門領域からの会員参加があります。それゆえ、本誌にも、様々な専門領域を直接の基盤とした投稿が集まってきます。したがって、ご査読なさる際に「自分の専門とは異なる領域の論文なので判断が難しい」とお感じになることもあるかと思いますが、どうぞ気後れ無くお取り組み下さい。本誌は複数領域にまたがる総合的学術誌として、本誌らしい多面的なチェックを経た学術論文を掲載したく考えておりますので、どうぞよろしく願います。

上記のような一般的な姿勢の下で査読を行う際の具体的留意点を以下のように定めますので、査読中はこのガイドラインを座右において随時ご参照頂ければ、幸いです。

(審査論文について)

- ・論文中の割注や文献リスト中に名前や論文名がない場合もありますが、事務局側で投稿者の匿名性を維持するためマスキングをしたものです。
- ・審査は、場合によっては再々査読（3回目）まであり、3回目までお願いすることもあります。1回目はA～E、2回目はA～D、3回目はA～Cの判断をしていただきます。
- ・現在の審査システムでは、査読者の皆さまに審査をお願いするに先立ち、編集委員会で形式上の審査は行っておりますが、「審査に値するか否か」という判断は、よほどのことがない限り編集委員会で行っておりません。したがって『保健医療社会学論集』の「守備範囲を超える」と判断なされた場合には、**D**評価ではなく**E**評価（「題材、内容が『保健医療社会学論集』への掲載にはなじまない」）を下してください。
- ・現在の審査制度ですと、二人の査読者の評価を照合し、最終的な評価が確定します。したがって、たとえば「C or D」などのように、二つの評価をまたぐものはお避けください。
- ・審査にあたっては、「本当はDなのだが、とりあえずCにしておく」という温情的な評価はお避けください。温情的な評価は掲載論文の質の低下を招くだけでなく、短期間に論文の大幅な修正が必要とされ、投稿者と査読をなさる皆さまの、両者の負担が著しく増大することになります。査読者の皆さまには厳正な評価を記入していただきますようお願いいたします。なお、コメントと評価との関係について解釈に整合性がない、あるいは疑義が生じてくるような場合には、確認をさせていただくことがあります。
- ・D評価（掲載不可）としたうえで、課題を指摘し、改めて別の論文として新規に投稿を促すという判断もありえます。しかし、本誌は、年2度の締切（3月末締切ならびに9月末締切）ごとに、新規投稿がありますので、採用の余地ある修正要求については、紛らわしさを避けるために「新規投稿」や「再投稿」という言葉を使わず、「修正」（修正して再提出）としてください。

[第1回査読について]

1. 査読結果報告書式の構成

査読結果報告書式は、「査読チェックリスト」、「査読結果」、「査読コメント」からなります。査読結果報告書式と同時に、「学会員への査読依頼」、「投稿論文」、「『保健医療社会学論集』査読ガイドライン」、「『保健医療社会学論集』各種規程」、が送られます。査読結果報告書は査読者名をマスキングの上、そのまま投稿者に送付されるので、匿名性保持に遺漏なきようご注意ください。

2. 査読結果報告書式作成上の留意点

(1) 掲載についての「査読結果」

投稿論文への査読者の査読結果報告書式「査読結果」によって、最終的な評価を出してください。評価は5段階からなりますが、その各段階の評価の目安は以下のとおりです。評価は必ずどれか一つにチェックを付してください。

A 掲載可：投稿論文の全体が、投稿されたままで掲載に値すると判断される場合（記述上の修正を求めないもの、誤字脱字等の微修正を要求するだけのものもこれに含まれる）。

- B 少しの修正で掲載可**：投稿論文の一部に修正が必要と判断される箇所があるが、要求される修正は軽微で再査読は不要と判断される場合。（修正は原則として3ヶ月以内とする）
- C 大幅な修正が必要**：投稿論文の一部にかなりの修正が必要と判断される箇所があり、その修正のありようが掲載の可否に関わる再査読に大きく影響すると判断される場合。（修正は原則として3ヶ月以内とする）
- D 掲載不可**：投稿論文の一部もしくは全体がかなりの問題を持ち、修正結果の提示を求めるまでもなく水準に達していないと判断される場合、あるいはその修正を求めても本誌への掲載は極めて難しいほどの相当の再考や労力と時間を要すると判断される場合。
- E 題材、内容が『保健医療社会学論集』の掲載論文として適切でない**：日本保健医療社会学会の機関誌にはそぐわず、むしろ題材、内容が他の専門学会領域のものであると判断される。

- ・A～Dの4段階は相対的なものですが、査読者はEを含めて5段階のいずれか一つに評価を決定してください。
- ・評価をEに付していただいた場合、「査読チェックリスト」への記入は不要です。ただし、E評価とした理由を「査読コメント」欄に記入ください。
- ・A～Dの評価は、「査読チェックリスト」と一応の対応関係が推定できるものにしてください。14項目は項目間に重み付けを行っているわけではありません。また、内容的要件において、問題となる項目数はたとえ少なかったとしても、その項目において決定的に欠陥があるとの判断もあり得ますが、この辺りの判断は査読者に一任されていますので、査読者の「査読結果」と「査読チェックリスト」を見た投稿者に疑念が生じる恐れがなく、対応関係が理解できるように、査読結果報告書（「査読コメント」）を作成してください。

【参考：2人の査読者の「査読結果」の関係（原則）】

A+A ⇒ 掲載決定

A+B B+B ⇒ 少しの修正で掲載可

A+C B+C C+C ⇒ 第2回目の査読に進む。両査読者の査読結果を投稿者へ送付し、修正原稿が投稿者から提出された後、修正原稿を両査読者へ送付し、再査読を依頼する。再査読結果を編集委員会で判定する。

D+D ⇒ 掲載不可

A+D B+D C+D ⇒ 第3査読者を編集委員会が選定して査読を依頼し、第3査読者の査読結果を採用する。

E+E又はその他の評価 ⇒ 編集委員会にて慎重かつ厳正に査読判定を行う。

(2) 「査読チェックリスト」

「査読チェックリスト」は、(1)の掲載についての評価「査読結果」と対応関係が理解できるようにしてください。以下に、評価の各項目の趣旨について説明いたします。

1. テーマは本誌に適していますか

- ・『保健医療社会学論集』の掲載論文として適したテーマを扱っているか。

2. 目的は明確に書かれていますか

- ・研究主題に関して先行研究が的確かつ簡潔にレビューされているか、その読み方、分量は適切か。課題設定が問題の背景や文脈の捉え方の上で、研究の意義を十分に表現するものであるか。

3. 研究方法とデータ処理（統計処理を含む）は適切ですか

・採用されている分析方法が、研究目的を明らかにするために相応しい方法であるか。また、その研究方法自体が、最新の水準を踏まえたものであるか。

4. 結果は適切に提示されていますか

・研究目的、課題設定に対して、相応しい資料、データ、調査方法等が使用されているか。
・収集された資料、データ等の分析から結果を導く導き方が適切であり、明確であるか。

5. 考察は適切になされていますか

・先行研究レビューの上に設定された課題設定、調査方法、分析結果から導き出された考察が先行研究との対比によって、新たな結論を提示し得ているか。

6. 表題は内容を適切に表現していますか

・論文の表題は、研究目的、研究内容と適合しているか。表題が主題と副題で構成されている場合は、その関係やバランスは適切か。

7. 論文の構成と長さは適切ですか

・研究目的、課題設定、使用されている資料、データ、調査方法、分析結果等が分かりやすい構成、記述になっているかどうか。分量は適切か。(なお、査読コメントにしたがって書き直された場合であっても、修正投稿論文の原稿総量が投稿規程に定められた分量を超えることは認められていません。)

8. 文章表現は適切ですか

・論文の展開は論理的に一貫しているか。無理な論理展開・散漫な論理展開となっていないか。接続詞の使い方に問題はないか。呼応関係上の混乱が生じていないか。

9. 概念・用語の用い方は適切ですか

・先行研究を踏まえるのであれば、使用する概念・用語が定説・通説として存在するものであるか。新たな概念・用語を生成する目的を持つ論文であるなら、それらがデータ等を踏まえた適切なものであるか。

10. 図表の体裁は整っていますか

・論文で使用されている図表と本文との説明に整合性があるか。効果的な図表の提示がされているか。

11. 英文表題・要約は適切ですか

・英文表題・要約は、和文表題・抄録の的確な英訳になっているか(英文要約は投稿者の責任において掲載決定後、入稿までにネイティブ・チェックを入れることになっているが、査読者の目でもチェックを入れる)。

12. キーワードは適切に選ばれていますか

・研究の特色を適切に簡潔に表現する用語が選択されているか。

13. 引用文献は適切に選ばれていますか

・研究目的、課題に関する主要な文献を参照しているか、最新の文献にも目を通してしているか。

14. その他、不適切な点

・文献リストの文献表記および並べ方など、機関誌執筆要項のルールに則っているか。
・論文に倫理的違背がないか。特に、先行研究への言及の仕方、データ収集の方法、研究対象との関係において、プライバシー問題、個人情報保護問題等の恐れがないかどうか(例えば、データの匿名性、合意を得る手続きと合意の有無等)。

(3) その他：査読チェックリストの基準について

評価基準は、適、不適の2種からなっています。各項目の評価は相対的なものですが、どちらか一つに必ずチェックしてください。

適 —— 評価項目の基準から判断して、投稿者の記述が一定の水準以上であると判断される。

不適 —— 評価項目の基準から判断して、何らかの不整合なり不適切な記述が見られ、不明瞭さ、論理的

破綻が見られ、適切とは言い難い、等。

なお、基本的な評価基準は、適、不適の2種ですが、論文等の性質により、非該当と査読していただくことはかまいません。

非該当——投稿された論文の性質により、その評価項目が審査・判断の対象とならない（例えば、調査を行っていない研究であれば調査関係の項目は非該当になる）ことを意味する。

(4)「査読コメント」

査読結果報告書式「査読コメント」は、「査読結果」、「査読チェックリスト」の評価を背景に、査読者のコメントを投稿者に伝えるものです。コメントを記述する際の留意点は以下のとおりです。

- ・コメント量の目安は、おおよそ A4 用紙で 1~2 枚程度が平均であり、A~E のいずれの評価であってもコメントは必ずお書きください。ミニмумで 40 行とお考えください。3 枚以上に及ぶコメントには委員会としては感謝いたしますが、それを皆さまに要求することはできないと考えております。ご参考までにコメントを作成していただくにあたってのポイントを説明いたします。
- a) 投稿者の論文の意図をどのように理解したかを述べる。
- b) 論文で評価される点は何か、問題点は何かを述べる。
- c) 査読結果報告書式の「査読チェックリスト」各項目との対応関係で、その項目を「不適」と評価した点に関する「理由・根拠」を明確に述べる。
- d) 修正を求める場合は、何をどのように修正すべきかを具体的・明確、簡潔に述べる。
- e) 誤字脱字の類も、コメント欄において指摘する（あまりに多い場合は、その旨を指摘するにとどめることも可能である）。
- f) 投稿者へのコメント欄は投稿者と査読者の見解の論争の場ではない。投稿論文が明確な論理性、合理性をもって新知見を主張しているかどうかを判断する。

[第2回査読（再査読）について]

1. 査読結果報告書式の構成

査読結果報告書式は、「査読チェックリスト」、「査読結果」、「査読コメント」からなります。査読結果報告書式と同時に、「学会員への査読依頼」、「修正論文」、「査読への回答」、「前回の査読結果」「『保健医療社会学論集』各種規程」、が送られます。査読結果報告書は査読者名をマスキングの上、そのまま投稿者に送付されるので留意してください。

2. 査読結果報告書式作成上の留意点

(1) 掲載についての「査読結果」

投稿論文への査読者の評価は査読結果報告書式「査読結果」によって、最終的な評価を出してください。評価は4段階からなりますが、その各段階の評価の目安は以下のとおりです。評価は必ずどれか一つにチェックを付してください。

- A 掲載可**：投稿論文の全体が、投稿されたままで掲載に値すると判断される場合（記述上の修正を求めないもの、誤字脱字等の微修正を要求するだけのものもこれに含まれる）。
- B 少しの修正で掲載可**：投稿論文の一部に修正が必要と判断される箇所があるが、要求される修正は軽微で再査読は不要と判断される場合。（修正は原則として3ヶ月以内とする）

- C 大幅な修正が必要**：投稿論文の一部にかなりの修正が必要と判断される箇所があり、その修正のありようが掲載の可否に関わる再々査読に大きく影響すると判断される場合。（修正は原則として3ヶ月以内とする）
- D 掲載不可**：投稿論文の一部もしくは全体がかなりの問題を持ち、修正結果の提示を求めるともなく水準に達していないと判断される場合、あるいはその修正を求めても本誌への掲載は極めて難しいほどの相当の再考や労力と時間を要すると判断される場合。

〔参考：2人の査読者の「査読結果」の関係（原則）〕

A+A ⇒ 掲載決定

A+B B+B ⇒ 少しの修正で掲載可

A+C B+C C+C ⇒ 第3回目の査読に進む。両査読者の査読結果を投稿者へ送付し、修正原稿が投稿者から提出された後、修正原稿を両査読者へ送付し、再々査読を依頼する。再々査読結果を編集委員会で判定する。

D・D ⇒ 掲載不可

A+D B+D C+D ⇒ 第3査読者を編集委員会が選定して査読を依頼し、第3査読者の査読結果を採用する。

〔第3回査読（再々査読）について〕

1. 査読結果報告書式の構成

査読結果報告書式は、「査読チェックリスト」、「査読結果」、「査読コメント」からなります。査読結果報告書式と同時に、「学会員への査読依頼」、「修正論文」、「査読への回答」、「前回の査読結果」「『保健医療社会学論集』各種規程」、が送られます。査読結果報告書は査読者名をマスキングの上、そのまま投稿者に送付されるので留意してください。

2. 査読結果報告書式作成上の留意点

(1) 掲載についての「査読結果」

投稿論文への査読者の評価は査読結果報告書式「査読結果」によって、最終的な評価を出してください。評価は3段階からなりますが、その各段階の評価の目安は以下のとおりです。評価は必ずどれか一つにチェックを付してください。

A 無修正掲載可：投稿論文の全体が、投稿されたままで掲載に値すると判断される場合（記述上の修正を求めないもの、誤字脱字等の微修正を要求するだけのものもこれに含まれる）。

B 少しの修正で掲載可：投稿論文の一部に修正が必要と判断される箇所があるが、要求される修正は軽微と判断される場合。（修正は原則として3ヶ月以内）

C 掲載不可：再査読で要求された修正指示に対的確に対応できていない、一部にかなりの修正が必要と判断される箇所が残り、掲載に値する水準に達していないと判断される場合。

〔参考：2人の査読者の「査読結果」の関係（原則）〕

A+A A+B B+B ⇒ 掲載決定

A+C B+C C+C ⇒ 掲載不可

(審査上の留意点)

- ・評価の目安としては、「無修正掲載可」「少しの修正で掲載可」の論文については、すでに『保健医療社会学論集』誌上にて掲載されている同分野の論文の質よりも下回らない、ということを一応の目安にしてください。
- ・「無修正掲載可」を与える際の目安としましては、誤字脱字など細かな修正で掲載可を与えられるときには、「無修正掲載可」を与えて、コメント欄にて修正の指示を出すというように対応してください。したがって、若干の誤字脱字レベルの修正であれば、コメントつきで「無修正掲載可」を出していただいてもかまいません。

(2)「査読コメント」

「査読コメント」は、前回の「査読コメント」に対し投稿者がどう対応したかという判断も含め、総合的な評価に基づいて「無修正掲載可」「少しの修正で掲載可」「掲載不可」と判定した根拠を投稿者に伝えるものです。コメントを記述する際の留意点は以下のとおりです。

- ・「無修正掲載可」「少しの修正で掲載可」「掲載不可」のいずれの判断をした場合も、その理由について簡潔に要点をお書きください。
- a) 査読者の修正要求に対して、適切に対応した内容であったかどうかを述べる。
 - b) 論文で評価される点は何か、問題点は何かを述べる。
 - c) 修正を求める場合は、何をどのように修正すべきかを具体的・明確、簡潔に述べる。
 - d) 誤字脱字の類もコメント欄で指摘する。

[第3査読者を依頼する場合について(原則)]

2名の査読者のうち、どちらか一方がDの査読結果を示した場合は、第3査読者を編集委員会が選定して査読を依頼し、第3査読者の査読結果を採用します。

1. 査読結果報告書式の構成

査読結果報告書式は、「査読チェックリスト」、「査読結果」、「査読コメント」からなります。査読結果報告書式と同時に、「学会員への査読依頼」、「投稿論文」、「前回の査読結果」、が送られます。査読結果報告書は査読者名をマスキングの上、そのまま投稿者に送付されるので留意してください。

2. 査読結果報告書式作成上の留意点

(1) 掲載についての「査読結果」

投稿論文等への査読者の評価は査読結果報告書式「査読結果」によって、最終的な評価を出してください。評価は最初の査読の場合には5段階、再査読の場合は4段階、再々査読の場合には3段階からなりますが、その各段階の評価の目安は以下のとおりです。評価は必ずどれか一つにチェックを付してください。

A 掲載可：投稿論文の全体が、投稿されたままで掲載に値すると判断される場合（記述上の修正を求めないもの、誤字脱字等の微修正を要求するだけのものもこれに含まれる）。

B 少しの修正で掲載可：投稿論文の一部に修正が必要と判断される箇所があるが、要求される修正は軽微で再査読は不要と判断される場合。（修正は原則として3ヶ月以内）

C 大幅な修正が必要：投稿論文の一部にかなりの修正が必要と判断される箇所があり、その修正のあ

りようが掲載の可否に関わる再査読に大きく影響すると判断される場合。(修正は原則として3ヶ月以内)

D 掲載不可：投稿論文の一部もしくは全体がかなりの問題を持ち、修正を求めるまでもなく水準に達していないと判断される場合、あるいはその修正を求めても当該号への掲載は極めて難しいほどの相当の再考や労力と時間を要すると判断される場合。

E 題材、内容が『保健医療社会学論集』の掲載論文として適切でない：日本保健医療社会学会の機関誌にはそぐわず、むしろ題材、内容が他の専門学会領域のものであると判断される場合。

- ・A～Dの4段階は相対的なものですが、査読者はEを含めて5段階のいずれか一つに評価を決定してください(再査読の場合にはEを除く4段階での評価になります)。
- ・最初の査読において評価をEに付していただいた場合、「査読チェックリスト」への記入は不要です。ただし、E評価とした理由を「査読コメント」欄に記入ください。
- ・A～Dの評価は、「査読チェックリスト」と一応の対応関係が推定できるものにしてください。14項目は項目間に重み付けを行っているわけではありませんが、内容的要件において決定的に欠陥があるとの判断もありえます。この辺りの判断は査読者に一任されていますが、いずれにしましても、査読者の「査読結果」と「査読チェックリスト」に投稿者に疑念が生じる恐れがなく、対応関係が理解できるように、査読結果報告書(「査読コメント」)に明記してください。

A 無修正掲載可：投稿論文の全体が、投稿されたままで掲載に値すると判断される場合(記述上の修正を求めないもの、誤字脱字等の微修正を要求するだけのものもこれに含まれる)。

B 少しの修正で掲載可：投稿論文の一部に修正が必要と判断される箇所があるが、要求される修正は軽微と判断される場合。(修正は原則として3ヶ月以内)

C 掲載不可：再査読で要求された修正指示に対する確に対応できていない、一部にかなりの修正が必要と判断される箇所が残り、掲載に値する水準に達していないと判断される場合。

- ・再々査読の場合には上記の3段階にて評価してください。
- ・A～Cの3段階は相対的なものですが、いずれか一つに評価を決定してください。
- ・A～Cの評価は、「査読チェックリスト」と一応の対応関係が推定できるものにしてください。14項目は項目間に重み付けを行っているわけではありませんが、内容的要件において決定的に欠陥があるとの判断もありえます。この辺りの判断は査読者に一任されていますが、いずれにしましても、査読者の「査読結果」と「査読チェックリスト」に投稿者に疑念が生じる恐れがなく、対応関係が理解できるように、査読結果報告書(「査読コメント」)に明記してください。

[参考：第3査読者の「査読結果」の位置付け(原則)]

第3査読者の手元には第1査読者、第2査読者の査読結果が送付されます。第3査読者は自らの査読に、第1査読者、第2査読者の査読結果も加味した上で、総合的に評価を下してください。

[例：第1回査読で、第3査読者に査読依頼をした場合]

第3査読者がD評価をすれば、掲載不可となります。C評価であれば再査読となり、再査読を第3査読者が行います。投稿者の修正論文に対し、第3査読者がC評価をすれば再々査読となります。再々査読も第3査読者が行い、B評価以上であれば掲載可、C評価であれば掲載不可となります。

その他、第3査読者を依頼するケースは様々に想定されますが、このガイドラインではその一例を示しました。